

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画(第3回)

職員が安心して働ける雇用環境の整備を図り、仕事と子育てを両立させることができる具体的な取り組みを進めるため、次のように行動計画を策定する。

記

1 計画期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで(60か月)

2 内 容

目標1 男性職員に対して配偶者の出産予定日から起算して14日前の日から、出産日以後の14日を経過するまでの間において、3日を超えない範囲内で年次有給休暇とは別に有給休暇を付与することとし、関係規則に明記のうえ周知徹底を図る。

【対策】 平成23年4月1日～ 周知の徹底、各部署への関係規則等の備え付け
平成29年4月1日～ 継続して周知を図り、取得促進を促す
令和2年4月1日～ 該当者へ資料を作成及び配布し、継続して周知を図る

目標2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、疾病等にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために子の看護休暇を、年次有給休暇とは別に、時間単位で取得可能な有給休暇として付与することとし、関係規則に明記のうえ周知徹底を図る。

【対策】 平成23年4月1日～ 周知の徹底、各部署への関係規則等の備え付け
平成29年4月1日～ 継続して周知を図り、女性だけでなく男性の取得促進も促す
令和2年4月1日～ 該当する女性及び男性へ資料を作成及び配布し、継続して周知を図る

目標3 出産、育児、看護、介護等を理由に退職した職員に対して、再雇用する制度を導入するとともに、職員定数に欠員が生じた際には、退職した職員に対して求職情報を提供する等の措置を講じる。

【対策】 平成23年4月1日～ 周知の徹底、具体的運用指針等の策定
平成29年4月1日～ 継続して運用の充実を図る
令和2年4月1日～ 継続して運用の充実を図る

以 上